

## ○北見市都市計画審議会条例施行規則

(平成 18 年 3 月 5 日規則第 199 号)

改正 平成 24 年 9 月 21 日規則第 35 号 平成 26 年 9 月 26 日規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北見市都市計画審議会条例(平成 18 年北見市条例第 179 号)第 8 条の規定に基づき、北見市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織構成)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 9 人以内
- (2) 市議会議員 3 人以内
- (3) 公募による市民 3 人以内

(補則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 5 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 21 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 26 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。